

# しんきん福祉ローン商品概要説明書

平成 27 年 5 月 1 日現在

商品名	しんきん福祉ローン（証書貸付型）
ご利用いただける方	次のすべての条件を満たしている方 (1) 満 20 歳以上の方 (2) 安定継続した収入がある方 (3) しんきん保証基金の保証を受けられる方 (4) 当金庫の会員となれる方 ◆ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ◆ 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当する方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることが可能です。なお、会員となっていたいただかなくとも、ご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。
お使いみち	申込人の親族のための資金で次のいずれかに該当するもの (1) 介護用機器の購入・設置費用 (2) 老人ホームへの入居一時金 (3) 申込人が当金庫から借入れた基金保証付福祉ローンの借換資金（(1)または(2)とあわせた申込みに限ります）
ご融資金額	・ 500 万円以内(1 万円以上 1 万円単位)
ご融資期間	・ 3 ヶ月以上 10 年以内
ご融資利率	・ 変動金利（付利単位 100 円） 当金庫の定める短期貸出最優遇金利のご融資利率を適用させていただきます。 ・ 現在のご融資利率につきましては、窓口へお問い合わせください。
借入期間中の金利変動について	・ ご融資利率は、毎年 10 月 1 日の当金庫の定める基準金利を基準として年 1 回見直します。 ・ 変更後の利率は、12 月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。
ご返済方法	・ 毎月元利均等または元金均等割賦返済 ・ ご融資金額の 50%までボーナス月加算返済もできます。 ・ 具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。
保証人・担保	・ しんきん保証基金が保証しますので、必要ありません。
手数料・保証料	・ 年 0.25%の割合によるしんきん保証基金の保証料がご融資利率に加算となります。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス室（9 時～17 時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客様にもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。 ・ <b>現地調停</b> 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決に当たります。 例)長野県弁護士会で現地調停を行う。 ・ <b>移管調停</b> 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例)愛知県弁護士会に移管調停する。
その他	・ 原則支払先への振込みとさせていただきます。 ・ 審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。